

# 和泉浄水池小水力発電事業者募集要領

令和3年4月

大阪広域水道企業団

南部水道事業所

## 和泉浄水池小水力発電事業者募集要領

大阪広域水道企業団南部水道事業所(以下「企業団」という。)が行う和泉浄水池小水力発電事業者募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を御承知の上で、お申込みください。

### 1 事業の概要

企業団では、「経営戦略 2020－2029」において、「環境にやさしい水道事業体」をめざす取り組みとして、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努めることとしている。

このため、企業団の公有財産の活用を図るとともに、未利用の再生可能エネルギーの有効利用を目的として、小水力発電事業を実施する事業者を募集する。

本事業は、本要領に従って選定された事業者(以下「選定事業者」という。)が、当該地に小水力発電設備(以下「発電設備」という。)を設置し、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)」に基づき、発電した電気を電気事業者に売却し、得られた利益の一部を施設利用料として企業団に支払うものである。

### 2 事業期間

事業期間は、発電開始日から 20 年間(設計・工事準備期間・工事及び設備撤去期間は含まない。)とし、令和3年 12 月までに経済産業省へ事業計画認定申請を提出して、原則、令和5年3月 31 日までに発電を開始しなければならない。ただし、発電開始時期の遅れが選定事業者の責めに帰さない事由による場合はこの限りではない。

なお、事業期間については企業団と協議の上、延長することができるものとする。

### 3 施設使用条件

#### (1)用途指定

発電設備の設置及び運営の用途のみに使用するものとし、その他の目的に使用することはできない。

#### (2)行政財産の使用

土地の使用に際しては、大阪広域水道企業団固定資産管理規程に基づき、行政財産使用許可申請書(様式 10)を企業団に提出し、使用許可を受けてその使用料を支払わなければならない。

<使用料の計算例>

土地:当該土地1㎡当たりの価額×(4/100)×使用面積

当該土地1㎡当たりの価額は、使用を開始する日の前年度に公表された相続税路線価とするが、詳細は以下の大阪広域水道企業団固定資産管理規程 URL を確認すること。

[https://en3-jg.d1-law.com/osaka-suido/d1w\\_reiki/H423990100028/H423990100028.html](https://en3-jg.d1-law.com/osaka-suido/d1w_reiki/H423990100028/H423990100028.html)

#### (3)発電設備設置に係る仕様及び条件等

##### ア 本事業の設置運営主体

選定事業者(グループを含む)は、設置及び運営を行うものとする。

##### イ 実施場所の諸条件

名 称:和泉浄水池

所在地:和泉市伏屋町五丁目7番 10 号(詳細は別紙1のとおり)

1)利用可能水量

和泉浄水池流入水量(平成31年4月1日～令和2年3月31日の平均値)

約18,700 m<sup>3</sup>/日 ～ 約32,600 m<sup>3</sup>/日

約600 m<sup>3</sup>/h ～ 約1,800 m<sup>3</sup>/h

〔ただし、水量は、運用変更により次のとおり変動する可能性がある。〕

約24,900 m<sup>3</sup>/日 ～ 約50,400 m<sup>3</sup>/日

約1,000 m<sup>3</sup>/h ～ 約2,100 m<sup>3</sup>/h

なお、発電設備設置後も上記の水量を流せるようにすること。

2)有効落差

約20m

3)設置場所

発電機、水車及びバイパス管の設置箇所は既設流入弁室内とし、制御盤等は地上部の設置も可とする。また、地上部に設置する機器はフェンス等で囲み、企業団施設と分けられるようにすること。

4)流体

水道水(飲料水)

5)その他

和泉浄水池は南部水道事業所と同じ敷地内にあるが、運用は大阪広域水道企業団送水管理センター(東大阪市下小阪4-1-27)(以下「送水管理センター」という。)の中央監視室から遠隔操作・監視を行っている。

(4)発電設備の規模

設置する発電設備の規模は、選定事業者の提案によるものとする。

(5)施設利用料

施設利用料は、発電電力量1kWhあたり2円以上(消費税及び地方消費税を除く、10銭単位)とし、事業者の入札によるものとする。なお、施設利用料金は、施設利用料に発電電力量を乗じて得た額(円未満の端数切り捨て)に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額とし、当該年度分を翌年度当初にまとめて企業団へ支払うものとする。

(6)本事業を行うに際しての一般条件等

ア 関係法令を遵守すること。

イ 選定事業者は、年間発電量、流量値及び圧力値を各年度終了後、企業団へ報告し、毎月の一時間データをCSV等の形式で送付すること。また、リアルタイムの流量値については、選定事業者が発電設備から南部水道事業所まで配線を敷設し、アイソレータ等にて絶縁し、統一信号(DC4～20mA)にて伝送すること。伝送データは送水管理センターにて表示が確認できること。

なお、本データ伝送に合わせて令和4年度に送水管理センター側の設備改修(別途工事)を予定しているため、当該工事の受注者と調整しルート試験を実施すること。詳細は別紙1を参照すること。

ウ 発電設備の設計、設置、維持管理、発電事業終了後の原形復旧及び各種手続き等にかかる一切の費用は選定事業者が負担すること。

- エ 事業用電気工作物に係る届出・管理等が必要な場合及びその他、本事業に必要な関係法令に基づく申請及び諸手続き等は、全て選定事業者の責務で行うこと。また、電気主任技術者の選任が必要な場合は選定事業者にて必要な有資格者を確保すること。
- オ 選定事業者は、発電設備の建設時及び運転開始後に発生した事故や維持管理上の障害等について、直ちに企業団へ連絡し対処すること。また、企業団から事故等の連絡を受けた場合においても直ちに対処すること。
- カ 事業期間中の発電設備付近(地上部においてはフェンス等で囲われた範囲)について、除草処分及びゴミ等の収集処分は、選定事業者が必要に応じて行うこと。
- キ 建設・維持管理時に敷地内へ立ち入る者は、周辺の衛生に十分注意するとともに水道施設を汚さないようにすること。
- ク 選定事業者は、浄水池で1ヵ月間にのべ5日以上業務に従事するときは、その前に作業員に対して、水道法第21条に規定する健康診断(検便)を実施し、証明書を企業団へ提出しなければならない。ただし、工事に従事する6ヵ月前までの間に会社等において上記健康診断を実施している場合は、その証明書の写しの提出でも可とする。また、従事中の健康診断は、上記の健康診断の日から6ヵ月に1回実施すること。  
なお、検便検査項目は、腸チフス菌、パラチフス菌、赤痢菌、腸管出血性大腸菌(O-157)、その他必要により指示する項目とする。(健水発第 1010001 号、平成 15 年 10 月 10 日付参照)
- ケ 選定事業者が水道施設に損傷・損害を与えた場合や、選定事業者の責めに帰すべき事由により企業団に損害を与えた場合は、選定事業者がその損害を賠償する義務を負うこと。
- コ 本事業に伴う周辺住民からの苦情等については、選定事業者が対応すること。

#### (7)運用上の条件等

- ア 事業の計画及び実施に際しては、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)その他関係法令を遵守すること。
- イ 発電設備は、水運用に影響を与えないものとする。
- ウ 水運用に係る水量の決定は企業団が行い、日常的な発電設備の運転停止は選定事業者が行う。  
なお、選定事業者は常に適正な発電設備の運転管理を行うこと。また、発電設備の故障により水運用に支障が発生した場合の連絡体制を整え、24時間365日対応可能とすること。故障信号は自動発報メール等でリアルタイムに送水管理センターへ通知すること。
- エ 発電設備が水道水の供給に著しく影響を及ぼした場合、速やかに原因を除去するとともに、企業団と協議を行い、必要に応じて発電設備を変更又は撤去し原形復旧すること。
- オ 企業団が、企業団施設の更新、修繕及び維持管理等を行うときは、選定事業者は協力すること。
- カ 緊急時において、企業団は選定事業者へ事前に連絡することなく発電機(水車)の弁を一時的に開閉操作することがある。
- キ 選定事業者は、発電設備に必要な商用電力を自ら確保し、また、維持管理に必要な送風機、酸素濃度測定器、バルブキー及び照明器具等も準備するものとする。また、送水管理センター内に設置する操作器等の電源、浄水池の既設弁室にある企業団の排水ポンプは選定事業者も使用できるものとするが、発電事業により故障した場合は、速やかに補償すること。

ただし、企業団の排水ポンプの不具合が原因で、発電設備が故障した場合において、企業団はそ

の責任を負わないものとする。

ク 発電設備を設置する既設弁室及び浄水池は、令和13年度頃に耐震補強工事を行う可能性があるが、現段階では工事実施の有無及び実施する場合の影響範囲は未確定である。そのため、工事実施の方針が決まった段階においては、速やかに双方協議することとする。企業団は影響範囲を必要最小限にするように努めるものとするが、選定事業者においても発電設備の仮移設やシートでの養生など必要な対応を行うこととし、その費用は選定事業者の負担とする。

#### (8) 設計・工事に関する留意事項

ア 水道水は、発電機(水車)を介して浄水池に流入させることから、水質に悪影響を与えない材料及び構造とすること。また、発電設備を通過する水が濁らないように緩やかな制御方法及びキャビテーション対策について検討すること。なお、使用材料及び制御方法等については、事前に企業団の承諾を得ること。

イ 発電設備に係る配管等の仕様及び施工方法は、大阪広域水道企業団土木工事共通仕様書(最新版)によるものとし、構造上安全で既設構造物を損傷する恐れがないこと。また、設備については大阪広域水道企業団設備工事共通仕様書(最新版)に可能な限り準拠すること。

ウ 発電設備の運転状況及び故障表示の監視データは常時送水管理センター中央監視室にて確認できるものとし、流量設定及び緊急停止の操作が可能なものとする。また、商用電源が停止した場合であっても、バッテリーにて発電設備を停止することができるものとする。

エ 停電時及び発電設備異常時等において、水撃作用(ウォーターハンマ)を防止するために必要な機能を有していること。

オ 別紙1に示すとおり水質監視装置用の採水配管を設置し、既設配管に接続すること。

カ 浄水池の敷地の一部にはEPS工法にて擁壁への荷重を軽減させている箇所がある。地上部に発電設備用の制御盤等を設置する場合は、EPSブロックを施工していない箇所を選定し、事前に企業団の承諾を得ること。また、施工時にもEPSブロック部分に注意すること。

キ 流量計は電磁流量計を採用し、流量計の前後は各メーカーが推奨する直管長を確保すること。

ク 発電設備の設置工事にあたっては、事前に水道施設の利用や安全に支障が無いよう企業団と十分協議すること。

ケ 発電事業者としての専門知識、水道事業付帯施設としての専門知識が求められることから、本事業の企画・設計及び施工について必要な有資格者を配置すること。

コ 周辺環境に配慮し、良好な環境創造に努めること。

サ 再生資材・環境負荷の少ない機材(排ガス対策型、低騒音型等)の使用、環境負荷の少ない工法の採用に努めること。

シ 設置工事に伴う、洗管などの操作は企業団において行う。

ス 機器の搬入時等においては、別紙1に示すEPSブロック設置部分に荷重をかけないように、搬入ルート及び養生等について検討し、企業団の承諾を得たうえで施工すること。

なお、隣接する貸し駐車場に駐車している車両等を破損しないよう十分注意して施工するものとし、万一破損した場合は、選定事業者の責任により対応すること。

#### (9) その他の条件

ア 本事業に伴う設備等は、事業終了時に選定事業者の負担と責任において速やかに原形復旧する

こと。ただし、原形復旧の方法は企業団と協議し決定するものとする。

- イ 発電設備を電力会社の系統に連系するために必要な工事負担金や、その他費用及び事業計画認定に関する費用は、選定事業者が負担するものとする。
- ウ 選定事業者が協定書に定める事項を履行しない場合には、協定を取消すことがある。この場合、選定事業者の負担と責任により速やかに原形復旧すること。
- エ 事業実施中の紛争等に関して、企業団は一切の責任を負わない。選定事業者として責任ある立場で解決すること。

#### (10)リスク分担

リスク分担は、別表のリスク分担表に記載した内容とする。

#### 4 参加する者に必要な資格

(1) 次の条件をすべて満たす法人又は複数の法人で構成するグループ(以下「グループ」という。)とする。なお、グループの場合は、グループ全体で次の条件をすべて満たすこと。

ア 日本国内において、過去に水道水の送配水における発電出力49.9kW以下の小水力発電設備の設置又は運営の実績を有すること。

イ グループによる応募要件は次のとおりとする。

- 1) グループを構成する法人の中から、あらかじめ代表企業を定め、応募及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当すること。
- 2) 代表企業は、再エネ特措法第6条に規定する再生可能エネルギー発電設備の認定の申請者とする。
- 3) 原則として、提案施設の所有及び管理の主体を代表企業に一元化すること。
- 4) グループの構成員の役割分担を明確にすること。

(2) 上記条件に加えて、次の各号の条件をすべて満たすこと。なお、グループの場合は、グループを構成する各法人が次の条件をすべて満たすこと。

ア 次の1)から7)までのいずれにも該当しない者であること。

- 1) 成年被後見人
- 2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者
- 3) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- 6) 破産者で復権を得ない者
- 7) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代人、

支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

ウ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪府税に係る徴収金を完納していること。

エ 大阪府の区域外に事業所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県に係る徴収金を完納していること。

オ 消費税及び地方消費税を完納していること。

カ 本要領掲載の日から開札の日までの期間において、次の1)から3)のいずれにも該当しない者であること。

- 1) 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
- 2) 大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
- 3) 企業団との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者(本要領掲載の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

## 5 応募方法

本事業に参加を希望する事業者は、以下に記載のとおり提出書類を提出すること。(小水力発電事業者募集応募申込書等は、本募集要領に添付している様式をダウンロードして利用できる。)

なお、事務局で参加資格の審査を行い、その結果は開札後に選定事業者の決定と併せて通知を行う。

### (1) 応募書類

#### ア 応募期限

令和3年5月 17 日(月) 午後5時(厳守)

#### イ 提出書類

- 1) 小水力発電事業者募集応募申込書(様式1)
- 2) 小水力発電事業者募集参加証(様式2)
- 3) 印鑑証明書(原本のみ)
- 4) 登記事項証明書(登記簿謄本又は登記事項に関する「履歴事項全部証明書」)(写し可)
- 5) 誓約書(様式3)
- 6) 小水力発電設備設置又は運営に関する実績書(様式4)  
グループで応募する場合又は実績が複数ある場合、代表的なもの1件について提出すること。
- 7) グループの概要(グループで応募する場合のみ)(様式5)

グループで応募する場合、提出資料3)は、代表企業について提出すること。また、提出書類4)及び5)については、構成員すべての書類を提出すること。

ウ 提出場所(事務局)

住 所：和泉市伏屋町五丁目7番10号

名 称：大阪広域水道企業団南部水道事業所 企画業務課

電 話：0725-57-2181

なお、書類の受付等については、土日祝日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

エ 提出方法及び受付

事務局まで直接持参すること。

(2)現地見学会

ア 申込受付期限 令和3年5月10日(月)午後5時(必着)

イ 現地見学会日程等

令和3年5月14日(金)

※見学時間は1時間程度を予定している。

※現地集合(集合場所及び時間は別途通知)とし、1事業者あたり自動車1台、4人以内とする。

なお、現地見学会時に個別の質疑は受け付けないものとする。

ウ 現地見学会参加方法

現地見学の参加希望者は、小水力発電事業者募集現地見学申込書(様式6)に必要事項を記入の上、申込受付期限までに事務局まで直接持参又は郵送すること。

なお、郵送する場合は、その旨を必ず事前に電話で連絡すること。

※指定日時以外の見学はできないものとする。

※現地見学への参加は、本募集の参加資格の要件ではない。

<見学会申込提出先(事務局)>

郵便番号:594-0031

住 所:和泉市伏屋町五丁目7番10号

名 称:大阪広域水道企業団 南部水道事業所 企画業務課

電 話:0725-57-2181

(3)質疑

ア 受付期間 令和3年4月28日(水)午前9時から 5月17日(月)午後5時まで(厳守)

イ 提出方法

質疑がある場合は、質疑書(様式7)に記入の上、事務局((1)応募書類、ウ提出場所と同じ)まで直接持参すること。

ウ 注意事項

面談、電話等による質疑は受け付けない。

※ 応募書類の提出のない者の質疑は受け付けない。

エ 質疑の回答 令和3年5月20日(木)午後5時

上記日時までに、全質疑の回答を企業団ホームページの次のアドレスに掲載する。

<https://www.wsa-osaka.jp/soshiki/nanbusuido/jigyosha/sonotakeiyaku/syosuiryokuhatsuden.html>



## 6 入札及び開札

### (1) 日時及び場所

次のとおり入札及び開札を行うものとする。

入札日 : 令和3年5月 25 日(火)

受付時刻 : 午前9時 30 分～午前 10 時 00 分

入札開始時刻: 午前 10 時 10 分

開札時間 : 入札締切後即時

場所 : 和泉市伏屋町五丁目7番 10 号 大阪広域水道企業団南部水道事業所3階会議室

### (2) 入札保証金等

ア 入札保証金は、免除する。

イ 選定事業者が基本協定(別紙2)を締結しないときは、違約金として契約希望金額(施設利用額提示書で提示した施設利用料に契約保証金算定に使用する予定数量を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨てる。))の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の2に相当する金額を企業団に支払わなければならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- 1) 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱別表十三(経営不振)の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、基本協定を締結しない場合。
- 2) 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱別表六(安全管理措置)(2)イの規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、基本協定を締結しない場合。
- 3) 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため基本協定を締結しない場合。
- 4) 死亡・傷病・退職により配置技術者が欠けるため基本協定を締結しない場合。

### (3) 施設利用料提示書の記載・封入

ア 施設利用料提示書(様式8)に必要事項を記載し、実印を押印すること。

イ 「施設利用料提示書提出用封筒」(様式自由)に事業者名を記載し、「施設利用料提示書」のみを入れて、封をして実印で割印をすること。

### (4) 注意点

ア 入札受付時は、「小水力発電事業者募集参加証」を必ず提示すること。

イ 入札当日の受付は入札開始時刻の 40 分前から行い、10 分前に締め切る。

ウ 会場への入場は、各申込者2名までとする。

エ 入札開始時刻 10 分前までに受付をしないと入札に参加することはできない。

なお、会場は所定の時刻をもって閉鎖する。遅れて来たものは入札に参加できない。

### (5) 選定事業者の決定

有効な入札のうち、最高の施設利用料をもって入札した者を選定事業者とする。

ただし、その入札が無効となった場合は、有効な入札のうち次に高い施設利用料をもって入札した者を選定事業者とする。

なお、土地の使用に伴う行政財産使用料は、施設利用料には含まないので留意すること。

## ※同価の場合

選定事業者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて選定事業者を決定する。当該入札者のうち、くじを引かない者がある場合は、企業団が指定した者(入札事務に関係のない職員)が入札者にかわってくじを引き選定事業者を決定する。

### (6) 入札の無効に関する事項

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札、並びに募集要領において示した条件に違反した者の入札は、無効とする。

なお、入札時点において入札参加資格のない者の入札は、無効とする。

### (7) 開札結果の開示

開札会場では、選定事業者及び決定金額を発表する。

### (8) その他

開札結果は、企業団ホームページで選定事業者及び決定金額を後日公表する。

<https://www.wsa-osaka.jp/soshiki/nanbusuido/jigyosha/sonotakeiyaku/syosuiryokuhatsuden.html>

大阪広域水道企業団トップページ>組織から探す>南部水道事業所>入札・契約・物品調達>  
その他契約

## 7 選定後の手続き

- (1) 企業団と選定事業者は、開札後速やかに小水力発電事業の実施に関する基本協定を締結する。
- (2) 企業団と選定事業者は、締結する小水力発電事業の実施に関する基本協定書に基づき、協議が整い次第、施設利用料に関する契約及び維持管理に関する覚書を締結する。
- (3) 選定事業者は、発電設備の設置について、企業団、電気事業者及び経済産業省等と協議を行い、必要な認定等の手続を行うこと。
- (4) 選定事業者は、前項の手続き終了後、企業団に対して行政財産使用許可の申請を行い、使用許可を受けた後、使用料を支払い発電設備の設置工事を行うこと。その際、企業団施設の管理・運用等に支障を及ぼさないよう、企業団及び関係事業者等と設置工事の日程等を事前に十分協議すること。
- (5) 契約保証金
  - ア 契約保証金は、以下の数量をもとに算定する。

契約保証金算定に使用する予定数量 8,742,480kwh(20年間の想定発電電力量)
  - イ 選定事業者は、基本協定の締結と同時に、契約金額(施設利用料提示書で提示した施設利用料に上記予定数量を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨てる。)に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

## 8 その他

- (1) 本事業において使用する言語は、日本語とし、通貨単位は、日本円とする。
- (2) 募集の参加に要する費用は、選定事業者の負担とする。
- (3) 企業団が配布する資料等は、本募集に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (4) 応募申込書提出後、本募集の参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届(様式9)を提出すること。
- (5) 提出期限以降の提出書類の差し替え、訂正及び再提出は認めないものとする。

(6) 添付資料一覧

別表 予想されるリスクと責任分担

別紙1 対象とする施設(和泉浄水池)

別紙2 小水力発電事業の実施に関する基本協定書

## 予想されるリスクと責任分担

○:主分担

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			企業団	事業者	
	第三者賠償	発電設備に起因する騒音・振動・漏水等による場合		○	
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全		○	
	法令・条例等の変更	設計・建設・維持管理に影響のある法令・条例等の変更		○	
	保険	施設の設計・建設における履行保証保険及び維持管理期間のリスクを保証する保険		○	
	事業の中止・延期	企業団の指示によるもの(事業者に起因する事象を除く)	○		
		発電開始に必要な許可等の遅延によるもの		○	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○	
設計段階	設計内容の誤り	設計内容の記載事項に重大な誤りがあるもの		○	
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価	物価変動		○	
	応募コスト	応募コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保に関する事		○	
建設段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○	
	物価	物価変動		○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による発電開始の遅延		○	
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害		○	
支払	支払遅延・不能	行政財産使用料及び施設利用料の支払が遅延する場合の事業継続不能		○	
	金利	市中金利の変動		○	
	瑕疵担保	瑕疵の担保責任		○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、企業団の責めによる事業内容の変更	○		
	維持管理費の上昇	維持管理費の増大		○	
	発電水量の減少等	発電に必要な和泉浄水池流入水量の著しい減少や流入停止		○	
	供給	発電設備に起因する供給に対する障害		○	
	施設損傷	施設損傷	発電設備に係る事故・火災による水道施設又は発電設備の損傷		○
			発電設備に起因する水道施設への障害		○
水道施設に起因する事故・火災による水道施設又は発電設備の損傷			○		
補償	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)		○	
		仕様不適合による施設・設備への損害、水道施設運営・業務への障害		○	

(様式1)

令和 年 月 日

小水力発電事業者募集応募申込書

大阪広域水道企業団 南部水道事業所長 宛

	所在地
代表者	商号又は名称
	代表者名 <span style="float: right;">⑩</span>
<b>【担当者】</b>	
	所 属(_____)
	氏 名(_____)
	電 話 番 号(_____)

小水力発電事業者募集への参加を申し込みます。

なお、この申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件名 小水力発電事業者募集
- 2 提出書類(参加資格の確認書類)
  - (1) 本申込書
  - (2) 小水力発電事業者募集参加証(様式2)
  - (3) 印鑑証明書(原本のみ)
  - (4) 登記事項証明書(登記簿謄本又は登記事項に関する「履歴事項全部証明書」)(写し可)
  - (5) 誓約書(様式3)
  - (6) 小水力発電設備設置又は運営に関する実績書(様式4)  
※実績が複数ある場合(グループで応募する場合も含む)、代表的なもの1件について提出すること。
  - (7) グループの概要(グループで応募する場合のみ)(様式5)  
※グループで応募する場合、提出資料(3)は、代表企業について提出すること。また、提出資料(4)及び(5)は、構成員すべての書類を提出すること。

上記の事実確認のため、申込者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

(様式2)

令和 年 月 日

小水力発電事業者募集参加証

私は、和泉浄水池小水力発電事業者募集要領等を承知の上、参加します。

	所在地	
代表者	商号又は名称	
	代表者名	印

(ご注意)

この参加証は、入札当日に  
必ず持参してください。

受付印

(様式3)

令和 年 月 日

誓約書

大阪広域水道企業団 南部水道事業所長 宛

所在地

商号又は名称

代表者名

印

小水力発電事業者募集応募申込書の提出にあたって、次の各号の条件をすべて満たしていることを誓約します。

なお、この誓約が事実と相違する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴企業団が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

ア 次の1)から7)までのいずれにも該当しない者であること。

1) 成年被後見人

2) 民法の一部を改正する法律(令和11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

3) 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

6) 破産者で復権を得ない者

7) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

イ 民事再生法(令和11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(令和14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- ウ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪府税に係る徴収金を完納していること。
- エ 大阪府の区域外に事業所を有する者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県に係る徴収金を完納していること。
- オ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 本要領掲載の日から開札の日までの期間において、次の1)から3)のいずれにも該当しない者であること。
  - 1) 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
  - 2) 大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
  - 3) 企業団との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者(本要領掲載の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)

※ グループで応募する場合、構成員全てが各1通作成して提出してください。



(様式4)

令和 年 月 日

小水力発電設備設置又は運営に関する実績書

小水力発電設備の設置又は運営の実績について記載すること。

実績を有する企業の商号 又は名称	
施設名称	
発電出力	
施設所在地	
発注機関名	
施工、業務期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
受注形態	単独・複数 (複数の企業等で受注の場合は、役割分担を記載してください。)
契約内容	(主な内容を記載してください。)

備考

1. 上記の実績を有していることを証する書類(経済産業省の認定に関する書類、電気事業者との需給契約書等、小水力発電建設等の契約書の写し等)を添付すること。

なお、発電所については、発電所認可等に関する書類を添付すること。

2. 運営のみの実績の場合は、業務期間欄に当該期間を記載すること。

(様式5)

令和 年 月 日

グループの概要

複数の企業等で構成するグループにより応募します。代表企業及び代表企業以外の企業の商号又は名称等は以下に示すとおりです。

(代表企業)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

本事業における役割

(代表企業以外)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

本事業における役割

(代表企業以外)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

⑩

本事業における役割

(様式6)

令和 年 月 日

小水力発電事業者募集現地見学申込書

大阪広域水道企業団 南部水道事業所長 宛

以下のとおり現地見学への参加を申し込みます。

令和3年5月 14 日(金) 時間は別途調整

(代表)企業名	所在地	
	商号又は名称	
担当者	所属	
	担当者名	
	電話番号	
参加者(企業名及び参加者氏名) ※4人以内		

※ グループで参加する場合は、代表者が取りまとめの上で申し込んでください。

(様式7)

令和 年 月 日

質疑書

大阪広域水道企業団 南部水道事業所長 宛

提出者	(代表)企業名	所在地	
		商号又は名称	
	担当者	所属	
		氏名	
		電話番号	

No.	頁	項目	質疑内容等

※ 質疑内容は、簡潔かつ具体的に記入してください。

(様式8)

令和 年 月 日

施設利用料提示書

大阪広域水道企業団 南部水道事業所長 宛

	所在地
	_____
代表者	商号又は名称
	_____
	代表者名
	_____ (印)

小水力発電事業の発電期間中の施設利用料として、下記の金額を提示します。

企業団へ支払う施設利用料	_____ 円/kWh (消費税及び地方消費税を除く、10 銭単位)
--------------	---------------------------------------

※ 金額はアラビア数字で明瞭に記載してください。

(様式9)

令和 年 月 日

参加辞退届

大阪広域水道企業団 南部水道事業所長 宛

所在地

代表者 商号又は名称

代表者名

印

小水力発電事業者募集について、下記の理由により参加を辞退します。

(理由)

※ 辞退届は、事務局まで持参又は郵送してください。郵送の場合は書留郵便としてください。

## 行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

下記のとおり、大阪広域水道企業団の行政財産を使用したいので、許可されるよう申請します。

### 記

1. 使用する物件 種 別 :  
所 在 地 :  
使用部分 :  
使用面積 :
2. 使用目的 :
3. 使用期間 : 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
4. 添付書類 :
5. 連 絡 先 :